

動物実験委員会要綱

(目的)

第1条 本委員会は、埼玉県立小児医療センターにおける動物実験が適正に行われるために必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 病院長又はその命を受けた者
- (2) 外科系医師
- (3) 内科系医師
- (4) 病理診断科医師
- (5) 放射線技術部
- (6) 検査技術部
- (7) 薬剤部
- (8) 副局長兼管理部長
- (9) 総務・職員担当
- (10) 管財担当
- (11) その他、動物実験委員会委員長が必要と認めた者

動物実験の専門家、実験動物の専門家、その他の学識経験者を含んでいること。

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、委員の中から病院長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、事務局（管財担当）におく。

2 協議内容の記録・資料等の、作成・保存を行う。

(審議事項)

第5条 本委員会は、次の事項を審議する。その後倫理委員会に報告し病院長の承認を受ける。

- 1 動物実験計画書の申請に対する審議に関すること。
- 2 動物実験計画の実施状況及び結果報告に関すること（動物実験報告書）。
- 3 管理・運営に必要な組織体制の整備に関すること。
- 4 施設などの使用状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 5 「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（厚生労働省告示）への適合性に関する自己点検・評価に関すること（自己点検報告書）。
- 6 その他動物実験の適正な実施に必要な事項に関すること。
- 7 自己点検報告書・動物実験報告書の監査に関すること。
監査委員は委員の中から毎年2名（うち1人は事務）が選出され、年度末に自己点検報告書と動物実験報告書の監査を行う。
- 8 動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練、動物実験等に関する情報（動物実験等に関

する規定、自己点検・評価等）をホームページ等で公開する。

（中止勧告など）。

- 1 実験計画が適切に実施されていないと認めるとき、委員長は、実験の中止その他必要な措置について動物実験実施者及び飼養者等に勧告、助言を行い、又は病院長に対して、改善措置を具申することができる。

（要綱の改訂）

第6条 この要綱の改訂に関する審議は、本委員会が行い、病院長の承認を得るものとする。

附則

この規約は、2015年6月12日から施行する。

この規約は、2016年4月1日から施行する。

この規約は、2019年4月1日から施行する。